

してわかる上に、現在世界の文明国のほとんど全部において使用されている。元号を用いているのは、たんに日本だけにすぎない。われわれは、元号を用いるために、日本の歴史上の事実でも、今から何年前であるかを容易に知ることができず、世界の歴史上の事実が日本の歴史上でいつ頃に当るのかをほとんど知ることができない。しかも元号はなんらの科学的意味がなく、天文、気象などは外国との連絡が緊密で、世界的な暦によらなくてはならない。したがって、能率の上からいつても、文化の交流の上からいつても、速かに西暦を採用することが適当である。

2. 法律上から見ても、元号を維持することは理由がない。

元号は、いままで皇室典範において規定され、法律上の根拠をもっていたが、終戦後における皇室典範の改正によつて、右の規定が削除されたから、現在では法律上の根拠がない。もし現在の天皇がなくなれば、「昭和」の元号は自然に消滅し、その後はいかなる元号もなくなるであろう。今もなお元号が用いられているのは、全く事実上の墮性によるもので、法律上では理由のないことである。

3. 新しい民主国家の立場からいつても、元号は適当といえない。

元号は天皇主権の1つのあらわれであり、天皇統治を端的にあらわしたものである。天皇が主権を有し、統治者であつてはじめて、天皇とともに元号を設け、天皇のかわるごとに元号を改めることは意味があつた。新憲法の下に、天皇主権から人民主権にかわり、日本が新しく民主国家として発足した現在では、元号を維持することは意味がなく、民主国家の観念にもふさわしくない。

4. あるいは、西暦はキリスト教と関係があるとか、西暦に改めると今までの年がわからなくなるという反対論があるが、これはいずれも十分な理由のないものである。

西暦は起源においては、キリスト教と関係があつたにしても、現在では、これと関係なく用いられている。ソヴェトや中国などが西暦を採用していることによつても、それは明白であろう。西暦に改めるとしても、本年までは昭和の元号により、来年から西暦を使用することにすれば、あたかも本年末に改元があつたと同じであつて、今までの年にはかわりがないから、それがわからなくなるということはない。

1-58

研究第277号 昭和25年6月13日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

科学技術研究振興に要する経費の予算編成の方針について(要望)

本会議は、「科学研究振興に必要な経費の予算編成の方針」及び「鉱工業技術の応用研究の助成に関する予算編成の方針」について諮問を受け、これに対してはそれぞれ答申しましたが、科学技術研究振興に要する経費の予算編成に当つては、左記を参考にされるよう要望します。

記

1. 科学技術研究振興予算の増額について

本会議は、昭和25年度文部省予算のうち科学研究振興に必要な経費として計上した約17億円は、最低限度の要求であるとしてこれを支持した。これが5億円に削減されたことは、本会議の極

めて遺憾としているところである。

昭和25年3月11日衆議院本会議において、又昭和24年11月29日参議院本会議において、科学技術の振興に関する決議が行われたことは、わが国科学技術研究振興の為に誠に喜ぶべきことである。本会議は、政府がこの主旨の実現のために科学技術研究振興予算を昭和26年度において大巾に増額することを要望すると共に、文部省が本会議の意見に基づいて編成する科学研究振興に必要な経費の予算は、最低限度の要求であるから、これが削減されることのないよう要望する。

2. 科学技術研究機関の整備拡充について

本会議は、政府が前記国会の決議の主旨の実現のために、大学、大学附置研究所、各省試験研究機関を整備拡充し、その経常費を増額することを要望する。

重要な研究に対して真に重点的に配分されるべき科学研究費交付金科学試験研究費補助金その他これに類する研究費は、これを増額すると共に他方前述の大学、大学附置研究所、試験研究機関の経常費を増額することにより両兩相俟つて始めてわが国の科学技術研究は、真に円滑に遂行し得るものであると考える。

3. 応用研究費について

政府は、本会議の勧告にしたがい、25年度の文部省科学試験研究費補助金及び通商産業省鉱工業技術研究補助費については、科学技術行政協議会に應用研究費の配分に関する部会を設け、そこでその配分の審査を行つた。その結果、科学試験研究費補助金の一部が通商産業省その他の省に関係のある研究課題にも配分されることになつた。

應用研究費については、文部省は、大学、公益法人研究機関及び民間における研究者によつて計画される應用研究であつて、比較的基礎的段階の範囲のものを躍進させるために必要な研究費を科学試験研究費として計上すべきであり、通商産業省、厚生省、農林省、運輸省等は、事業官庁としてそれぞれ所管の業務遂行の責任上必要な研究課題についての研究を推進させるために必要な應用研究費をそれぞれの省において計上するのが適當であると考え。しかし、應用研究費の予算編成に當つては、関係各省間において十分な連絡調整が行われることが緊要であるから、科学技術行政協議会にそのための専門部会を設けて審議するのを適當と考える。

その際同一名称の研究課題であつても、その研究の目的、方法等を異にするものがあるからその一方が削除されることのないように、又重要な研究課題がいずれの省の所管にも属さないものとして削除されることのないように留意されるよう希望する。

4. 科学技術研究振興に関する行政機関の合理化・拡充について

増額された科学技術研究振興に必要な経費が、速かに研究者に交付され研究が円滑に遂行されるためには、これを取扱う行政機関が合理化され拡充される必要がある。政府はこれに要する予算的措置をも併せ講ずるよう要望する。